



はたらく女性のフロアかながわ (WWFK)

〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町8-25-203 本間重子気付

第46回神奈川自治体学校・女性分科会報告

11月4日、「国家が家族を干渉するねらい」をテーマに神奈川自治体学校女性分科会が開催されました。「今なぜ家庭教育支援法か」を湯山薫弁護士から、「セクハラ問題と新婦人の運動」を田中由美子新婦人神奈川県本部長から、「家庭教育支援条例における自治体の状況」を当会の小島八重子さんから聞きました。

日常生活の中では、家族はお互いに助け合うべきものだとして自然に考えていた私ですが、自民党改正憲法案第24条などの説明を聞いて憲法が個々の家族のありかたにまで触れてくるということに、どういう意図があるのかを知ることができました。憲法はそもそも国を縛るもので国民に義務を課すべきものではないのに家族に干渉してくるのは何故か。そこには強い愛国心を持つような国民性を戦前のように復活させたいという意図や個人の尊厳以上に国家の意向を第一に考えるような国民を作りたいことなどが見えてきました。そして女性には家庭を守り子どもの健全育成をはかる義務、責任がある。家庭教育を復活させたいという意向があることがわかってきました。現代史を振り返る時、戦時動員体制を支える上での母親の役割は不可欠であり、国家が求める教育を各家庭で徹底させることが求められました。それと同様なことが知らず知らずのうちに復活されてきていることに驚きました。



女性分科会のようす

子どもを作らないことを選択した家族や同性婚の家族など、多様な家族の在り方が外国では認められつつある時代に、子を産み育てる家族以外は想定されていないことにもズレを感じました。

家庭教育の支援というなら奨学金制度や育児のインフラ整備こそ国の役割であって、親にゆだねられるべき教育の中身に政府が介入し、国にとって都合の良い人材育成を親に押し付けようとしているなどはもっての外だと湯山弁護士は強調していましたが、同感でした。

小島さんから家庭教育支援法の自治体での制定状況が報告されましたが、すでに複数の県や市で条例が制定されていることを知りました。熊本県などは県条例に基づいて「学校等警察連絡協議会」を通じて教育の学校と警察の情報共有や街頭補導などに取り組むという事業をおこなっているのにはびっくりしました。公権力からの教育の独立はどこへ行ってしまったのでしょうか。

神奈川県内でも、「家庭教育支援法の制定を求める意見書」が川崎市・藤沢市・厚木市・綾瀬市・座間市の議会で採択されています。県や市町村議会の動きの情報チェックが大事だとの問題提起がありましたが、大事なことだと思いました。

参加者からも貴重な意見や感想が寄せられ、非常に勉強になった分科会でした。

<報告：中嶋ひとみ(会員)>

ラッシュ時車窓一瞬富士の雪
一人居の玄米雑炊具沢山

佐知子

はたらく女性のフロアかながわ学習会
家事労働の社会化で女性は楽になるの

…TVドラマ「逃げ恥」から読み解く家事労働…

とき 2019年2月16日(土)

13時30分～15時30分

ところ 神奈川県商工団体連合会会議室

資料代 300円

プログラム

★講演 「家事労働を考える」

講師：斎藤悦子さん

(お茶の水女子大学准教授)

はじめまして

大竹美登利(会員)

この度入会させて頂きました大竹美登利です。65歳まで東京学芸大学で家庭科教育を教え、定年退職後1年給与は1/3、仕事は委員会や担任を除いてこれまでと殆ど同じ特任教授をしていました。その後、いくつかの大学の非常勤講師(英語で言えばpart-time-teacher)をしています。特任も非常勤も非正規労働者。常勤から非正規になって、非正規の働く環境や身分がいかに保障されていないかがよく分かります。

最近は、生活困窮者自立支援法による様々な支援の1つの「家計相談員」を横浜市で行なっています。これまでは横浜都民で、横浜のことはほとんど分からず、アイデンティティもありませんでしたが、毎週区役所に通い、やっと横浜市民になった気分です。

生活困窮者の家計相談は、家計管理が破綻寸前の方に対して、家計を立て直す相談に乗るものです。



ある程度収入がありながらつい浪費してしまい赤字体質になっている場合は、毎月の家計を集計してお金の出入りを見える化し、不必要な消費を見直して、支出を収入の範囲で行うようにコントロールしていく方法を身につけていきます。これが家計相談の本来の姿なのでしょう。最近はクレジットなど借金が簡単にでき、それによって多重債務に陥っている方も多くいます。その場合には弁護士や司法書士に繋げ、債務整理や個人再生(場合によっては自己破産)をして借金をなくし、生活を立て直していくよう仕向けます。しかし、収入が少なすぎ最低限度の生活費も賄えない場合も多くあります。この場合には、可能な場合は就労を促します(これは家計相談ではなく就労支援の役目です)。就労も無理な場合は生活保護に繋がます。

少ない収入でのやり繰りで生活力の違いが表れるのが食費です。コンビニ弁当も含め毎食外食すると、1食500円1日1,500円、月45,000円となってしまう人も多くいます。たとえ生活保護が受けられても、これでは赤字にならない家計運営は厳しいようです。

高齢の男性の単身者が多く、少なくとも食事を作る生活力は必要だと思う次第です。家庭科では100円朝食という授業に取り組んでいる教師も多いのですが、家庭科の役割の重要性を感じるこの頃です。

劇団東演「琉球の風」

藤田まさ子(会員)



政府が沖縄の辺野古に土砂投入を強行。辺野古移設反対のデニー玉城知事が誕生したにもかかわらず、沖縄県民の民意に背を向ける行為は民主主義ではない。

そんななか、川崎市民劇場で劇団東演による、「琉球の風」を観た。

東京の旅行代理店が企画した沖縄ツアーがやむない事情

で中止となろうというときに、参加者からの抗議により、ツアーの趣旨をめぐり、さまざまな人間模様が展開する。中止にする理由は、辺野古移設反対派の中に入って座り込みなどする行動が参加者からおきた場合、ツアーの自然を探索する趣旨

にそぐわないというものだった。旅行代理店のビジネスマンが沖縄からやってきた代理店勤務の女性の兄(ツアーの企画提案者)と対立する。兄に、米軍基地は横田も厚木も横須賀にもあるのに、なんで沖縄のことをそんなに声高に話すのだと詰め寄る。そんなときに知り合いの雑誌記者との沖縄行きに同行することになった旅行代理店のビジネスマンは、そこで師弟関係にあった男同士の対立を見る。一人は元自衛官で今は建設業で生活を営んでいる。基地との関わりが切れないために米軍基地容認派の男性。もう一人は、基地反対の運動に関わっている初老の男性。昔の関係は崩れ対立を深めていくなか初老の男性は心を癒すために東京にやってくる。住まいを転々として時には路上生活をしながら悶々とした悩みの日々を過ごしている。

このような人々と沖縄の現実にぶつかったビジネスマン。一個人としてしなやかに目覚めていくその過程を清々しく役者さんが演じていた。台詞が生きた言葉としてまるでドキュメントのように迫ってきた。演劇だからこそその醍醐味に浸ることができた。沖縄の基地についての認識は、沖縄の歴史を知ることからというメッセージが込められている。

君嶋ちか子がゆく⑭ …神奈川県議会報告

10月～12月は、決算委員会・本会議・常任委員会・特別委員会と続く、質問準備に追われました。

その中で、神奈川県の姿勢が浮き彫りになったと思います。その一つは、「教育にお金を使わない神奈川県政」です。

教員の正規化を

本会議では、定員内臨時的任用を問題としました。現在県教委は、定員がありながら1割近くを非正規の臨時的任用としています。先々の少子化に備えるというのが、その理由です。

私は、「毎年1100人を超える新規採用を行っている神奈川の規模では、年次ごとの調整が可能であるから、先々の不確定要素に振り回され、採用抑制を行うことはやめるべき」と求めました。

臨任教師は、正規教員と同様の責任を負い、部活も担任も担っています。でも、処遇も不備で、かつ一年先の生活の見通しが立ちません。教育という点でも継続性が図れません。

学校現場に不安定雇用を生み出すべきではありません。

定数増と少人数学級に踏み出せ

また、現在の定数自体が不十分です。県教委も、実態調査を行い長時間労働の深刻さを把握し、国に対し定数増を求めています。



私は「国に求めるのと同時に、県は独自予算を確保すべき。そのことが国の定数増にもつながる」と求めましたが、「国の仕事です」に終始しました。

少子化は少人数学級実施の好機ととらえることも求めました。少人数学級実施のために県の予算確保をしていないのは、全国で神奈川含む5府県だけです。

県立高校図書費、

なんと年間で14万1千円!

お金を使わないことが端的に表れているのが、文教常任委員会でもとりあげた「県立高校図書費」です。

神奈川の県立高校1校当たり図書費は、年間14万1千円。最高の青森県169万3千円。全国平均約64万円に比べてもあまりにも貧弱です。「なぜこんなに低いのか」を問うと、「財政難」と。私は思わず「単位が違うでしょ!」と声を上げてしまいました。

未病など、知事の趣味のような施策にお金を使っている場合ではありません! 教育にどれだけお金を使うかは、自治体のバロメーターだと思います。子ども・教育を大切に作る自治体では、高齢者も大事にされることでしょう。

学習会(報告)

自治体職場の非正規問題

12月22日、かながわ県民センターで、高橋輝雄さん(神奈川自治労連執行委員長)から2017年5月11日に地公法・自治法が改正され、2020年4月から施行される「会計年度任用職員」制度について話を伺いました。

いま、自治体の職員の非正規化が進んでいます。とりわけ規模の小さな自治体(二宮町、大磯町)では職員の半分が非正規です。県や横浜市でも3割が非正規とのことでした。

改正の目的は、「自治体ごとにバラバラな臨時・非常勤職員の採用実態を整理する」「仕事に見合った処遇改善」としています。期末手当の支給など前進面もありますが、期末手当の支給に関する財政措置はなく、年収は同じで、基本給が減らされることも考えられるとのことでした。組合の運動でよりよい条件を勝ち取ってきた自治体にとっては条件の悪くなることも危惧されます。

国の考え方は、仕事に係わるものに関しては支

払うが、住居手当や福利厚生などの反対給付は認めないとのこと。さらに1年雇用で再、再々、再々々の4回雇用継続であること、再雇用の度に試験(簡易なもの)の実施と1か月の試用期間があるとのことでした。

労働契約法が改正され5年継続雇用で非正規から正規への転換が認められました。しかし、5年目以降の任用をするかどうかは自治体の判断にゆだねられており、雇止めなどが問題になっています。

現在、自治体では「会計年度任用職員」制度の条例化を進めています。労働組合が対応しているところは、労使交渉で今までの条件を切り下げずに、働く人の立場でよりよい条件を確保することができますが、組合があっても当局寄り、組合がないところでは、労働条件の切り下げにつながりかねません。

この制度の導入により正規から非正規への転換や非正規の賃金・労働条件の低下だけではなく、公務労働の専門性の担保など、自治体運営にもかかわるといえます。動向に注視する必要があります。

〈報告＝小島八重子(会員)〉

映画が好き

「パッドマン」

5億人の女性を救った男」

池田 資子(会員)

インド映画が面白い。2010年頃から、女性の自立や主体性に注目する作品が多く上映されている。例えば、「マダム・イン・ニューヨーク」「めぐり逢わせのお弁当」「女神は二度微笑む」など。

今回の映画の主人公は男性。女性の生理用品を作った実在の人物がモデルになっている。賑やかな結婚式の場面から始まる。結婚して幸せに暮らしているラクシュミは、生理中の妻が、部屋の外で寝起きし、汚い布で生理の手当をしていることにショックを受ける。病気になるか心配で、高価な市販の生理用ナプキンを使うようにプレゼントする。しかし、妻は「こんな高価なものは使えない」と拒否。ヒンズー教の社会では血は穢れとして嫌われており、そのことを口にするのは恥ずかしいこと。まして男性がナプキンに夢中になるなんて…ラクシュミは清潔で安いナプキンを作れないかと取り組む。試作品を使ってもらう為に女子医大生に近づいたり、妹に頼んだり、はては彼自身が身につけて実験して、必死になる。しか



し、周囲の人たち、家族や友人までが彼を変人扱いにする。妻のガヤトリは実家に連れもどされ、母や妹も彼の元をさる。

セルロース・ファイバーを砕いてナプキンを作る

大型機械装置を目にしたラクシュミは、この機械を機能別に分離して、自分で小型の製作機を完成させる。製品を最初に使ってくれたのがパリーという女子大生。パリーは彼を発明コンペに参加させて賞金を獲得させ、自らナプキンを売り歩き、農村の女性たちが機械を購入し、ナプキンを製造・販売することで自立できるように力に貸す。パリーはラクシュミの事業のパートナーであり、心の支えとなっていく。そして、活動を評価した国連からラクシュミに講演の依頼が届く。国連での彼の講演は単語を並べるブロークンなものだが、涙と笑いを誘う大演説。是非、聴いていただきたい。

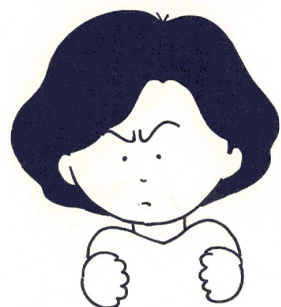
この映画には古いインドと変わりつつあるインドがある。ヒロインのふたりの女性は対照的。パリーのような女性の出現が望まれる。そして社会自体も変わっていかなくてはならないと思う。

県民連・女性分野の要求対県交渉

小島 八重子(会員)

11月14日10時から県民連絡会女性分野の要求回答交渉が行われました。母親連絡会、新婦人、神商連、建設主婦協、神奈川労連女性センター、年金者組合女性の会、農民連女性部、カンガールの会など約30人が参加しました。県側は福祉子どもみらい局山本管理担当課長他20人が参加しました。

1時間半の短い時間の中で、農業分野の女性参画、非正規の実態調査、労働のセクハラ・パワハラ対策、出産育児の支援、高齢女性の総合政策、所得税法56条啓発、県立図書館女性資料の充実、国保の出産・傷病手当など13項目の要求について交渉が行われました。



県内女性の実態調査(女性労働者や農家女性など)の実施についての要求に対し、「実施する予定はない」と明言。しかも、「実施は必要かと思うが、事業を通じて聞くこともある。

他の手法としてやるのでできない」と言い切りました。書面回答にも、「把握(調査の手法も含む)」とあり、一部の県民の意見を聞くことで足りるという県民に背を向ける姿勢に終始。これでは、女性の貧困問題や差別を解決することができないのではないかと危惧されます。

高齢者の対策については、ホームページに情報提供しているというが、パソコンやスマホで検索できる高齢者がどれほどいるのか。シニアへの就労支援も65歳以上の増大や70歳定年など目の前の問題にも個別の実態調査はしないなど、情勢に合わない回答。さらに国保の傷病手当の問題も、横浜市で試算をしたことすら把握せず、市町村事務との逃げの姿勢です。

所得税法56条問題も、「県民の代表である県議会において、同規定の改正にかかる請願が不採択となっていること」で、自治体としての自主性を欠く回答です。

最後に、山本管理担当課長は、「みなさんは納得しないものもあるが、真摯に受け止める」とまとめましたが、全体に、県民の切実な声を聞かないという姿勢は、ますます強くなっています。今後も、切実な要求実現のために取り組みを強めていく必要があります。